

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		社会福祉法人等による公営住宅の使用の許可		
根拠法令及び条項		公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 45 条第 1 項		
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市営住宅管理条例(平成 9 年条例第 24 号)第 39 条		
	基 準	条例第 39 条に定めるところによる。 ○条例第 39 条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令（平成 8 年厚生省・建設省令第 1 号）第 2 条に規定する者が市営住宅を使用して同令第 1 条に規定する事業を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。 2 市長は、前項の許可に市営住宅の管理上必要な条件を付すことができる。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 40 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 県・都道府県知事 ） 協議機関 30 日（機関名 国土交通省 ） 処分機関 10 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				